

## 問1

会社員の大垣さん（48歳）は、住宅ローンの返済が定年後の70歳まで続くため、繰上げ返済を考えています。しかし、高校生の子どもの教育費の負担もあり、現在の収入では、住宅ローンの繰上げ返済は困難です。そこで、養老保険の解約や所有する資産の譲渡、妻（46歳）の就労なども検討することにしました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<大垣さんの2022年分の給与収入等の状況>

・ 給与の収入金額	7,700,000円
・ 所得税に係る所得控除額	1,900,000円
・ 住民税に係る所得控除額	1,700,000円
※上記の所得控除額には、配偶者控除が含まれている。	

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

## ＜配偶者特別控除額（所得税）の早見表＞

配偶者の 合計所得金額	納税者の 合計所得金額		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	900万円以下	900万円超 950万円以下		
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

## ＜所得税の速算表＞

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## ＜住民税の速算表＞

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題1)

(設問A) 大垣さんは、2018年8月に保険期間10年の養老保険に加入し、一時払い保険料280万円を支払った。住宅ローンの繰上げ返済の原資とするため、これを2022年12月に解約して解約返戻金300万円を受け取った場合、税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

1. 294万円
2. 296万円
3. 297万円
4. 300万円

(問題2)

(設問B) 大垣さんの妻が2022年中に就労し、給与収入があった場合、下表に基づいて計算される大垣さんの妻の給与収入の手取り金額(社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

○大垣さんの妻の2022年分の給与収入等の状況

① 2022年分の給与の収入金額	1,520,000円
② 2022年分の給与収入から控除された社会保険料	200,000円
③ 2022年分の給与収入に関する所得税	*****円
④ 2022年分の給与収入に関する住民税	*****円
⑤ 給与収入の手取り金額(=①-②-③-④)	*****円

※問題作成の都合上、一部「\*\*\*\*\*」で表示している。

○所得控除(上記②の社会保険料控除を含む)

- ・ 所得税に係る所得控除額 680,000円
- ・ 住民税に係る所得控除額 630,000円

※大垣さんの妻には、上記以外の所得はないものとする。

1. 1,118,000円
2. 1,185,000円
3. 1,200,500円
4. 1,267,500円

## (問題3)

(設問C) 大垣さんの妻が2022年中に就労し、(問題2)の給与収入があった場合、大垣さん夫妻の所得税の合計額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 57,500円減少する。
2. 14,500円増加する。
3. 18,500円増加する。
4. 90,500円増加する。

## (問題4)

(設問D) 大垣さんは、住宅ローンの繰上げ返済の原資とするため、下記の資産の売却を検討することにした。これらを売却した場合、大垣さんの2022年分の確定申告において総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	売却予定日	譲渡価額	譲渡費用	備考
金地金	2022年12月	500万円	7万円	(注1)
骨董品	2022年12月	250万円	3万円	(注2)

(注1) 金地金は2003年4月に購入したものであり、その購入価額は100万円であった。

(注2) 骨董品は、2013年7月に父から相続(限定承認ではない)により取得したもので、相続時の評価額は240万円であった。なお、これは父が1978年6月に180万円で取得したものである。

1. 180万円
2. 190万円
3. 205万円
4. 410万円

## 問2

専業主婦の布施さんは、亡くなった父が生前に自宅として使用していた建物とその敷地を相続（限定承認ではない）により取得しました。この建物は相続後しばらく空き家になっていましたが、布施さんは賃貸等の有効活用を検討することにしました。布施さんの不動産の有効活用に係る所得税等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題5)

(設問A) 布施さんが父から相続した建物を取り壊し、その敷地を2023年1月1日より駐車場として賃貸したときの収支の予想に関する資料等が以下のとおりである場合、布施さんの2023年分の所得税における不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

## &lt;収支に関する資料&gt;

- ・ 駐車場の年間賃料収入（総収入金額） 220万円
- ・ 駐車場設備のための借入金返済額等
  - 元本返済額 15万円
  - 利子支払額（全額が必要経費となる） 3万円
- ・ 固定資産税 55万円
- ・ 建物の取壊し費用 110万円
- ・ 建物の取壊し時の時価 500万円

## &lt;減価償却に関する資料&gt;

- ・ アスファルト舗装費用 120万円
- ・ 取得日 2022年12月9日
- ※事業供用日は2023年1月1日とする。
- ・ 法定耐用年数 10年

償却方法	償却率
定額法	0.100
定率法	0.200

## &lt;備考&gt;

- ・ 建物の取壊しおよび取壊し費用の支出は2022年中に行われているとする。
- ・ 確定申告は青色申告により行うものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。
- ・ この駐車場の駐車台数は10台である。
- ・ 償却方法の届出は行っていない。

1. 30万円
2. 32万円
3. 128万円
4. 140万円

## (問題6)

(設問B) 布施さんが、この建物を取り壊さず2023年1月1日より賃貸したときの収支の予想に関する資料等が以下のとおりである場合、布施さんの2023年分の所得税における不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

## &lt;収支に関する資料&gt;

- ・ 貸家の年間賃料収入（総収入金額） 168万円
- ・ 固定資産税 18万円

## &lt;減価償却に関する資料&gt;

- ・ 建物の取得価額（父の取得価額） 2,000万円
- ・ 建物の取得日（父の取得日） 2013年1月18日
- ・ 父の相続開始日 2021年6月23日
- ・ 耐用年数 22年

償却方法	償却率
定額法	0.046
定率法	0.091

## &lt;備考&gt;

- ・ 確定申告は青色申告により行うものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。
- ・ 賃貸物件は上記の貸家1棟のみである。
- ・ 償却方法の届出は行っていない。
- ・ 2022年末の未償却残高相当額は1,442万円である。

1. 87,780円
2. 480,000円
3. 580,000円
4. 736,680円

## (問題7)

(設問C) (問題5) および(問題6)における駐車場経営と貸家経営の賃貸開始2年目となる2024年の税引前キャッシュフローの比較に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、収入および経常的な支出については2023年と同じであるとする。

1. 貸家経営の方が3万円キャッシュフローが良い。
2. 貸家経営の方が113万円キャッシュフローが良い。
3. 駐車場経営の方が12万円キャッシュフローが良い。
4. 駐車場経営の方が92万円キャッシュフローが良い。

## (問題8)

(設問D) 不動産の貸付けが事業的規模である場合と事業的規模でない場合の取扱いの差異に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、事業所得を生ずべき事業の兼業はないものとする。

1. 減価償却資産の償却方法について法定償却方法以外の償却方法を選定するためには、不動産の貸付けが事業的規模でなければならない。
2. 不動産所得の計算上生じた損失の金額を他の所得と損益通算するためには、不動産の貸付けが事業的規模でなければならない。
3. 不動産の貸付けが事業的規模でなければ、賃貸建物の取壊しによる資産損失の金額を必要経費に算入することは一切できない。
4. 青色事業専従者に支払う給与の金額は、不動産の貸付けが事業的規模であるときに限り、一定の条件を満たせば、必要経費に算入することができる。

## (問題9)

(設問E) 布施さんの友人の佐野さん(会社役員)は、所有しているマンション1室を賃貸していたが、2022年2月より空室となっている。しかし、このマンションは購入時より大幅に値上がりしていたことから、佐野さんは売却することを検討している。仮に、佐野さんが2022年中にこのマンションを売却して、2022年中の所得が以下のとおりとなった場合、所得税の損益通算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

所得の種類	金額	備考
給与所得	1,400万円	
不動産所得	▲80万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンションの貸付けに係る損失である。</li> <li>・ 必要経費に算入している支払利息はない。</li> </ul>
譲渡所得	3,000万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンションの売却による所得である。</li> </ul>

1. 不動産所得に係る▲80万円は、給与所得および譲渡所得と損益通算することができるが、損益通算の順序は、まず給与所得から先に損益通算しなければならない。
2. 不動産所得に係る▲80万円は、給与所得および譲渡所得と損益通算することができるが、損益通算の順序は、まず譲渡所得から先に損益通算しなければならない。
3. 不動産所得に係る▲80万円は、給与所得とは損益通算することができるが、譲渡所得とは損益通算することができない。
4. 不動産所得に係る▲80万円は、給与所得および譲渡所得とは損益通算することができない。



## 問3

小坂さんは、2021年6月まで勤めていた会社を退職し、2021年7月1日から個人でうどん店を開始しました。小坂さんの事業所得等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、その年の事業所得の金額が、最も少なくなる方法を選択するものとします。

## (問題10)

(設問A) 小坂さん夫妻の2021年分の収支等は以下のとおりである。小坂さんの2021年分の所得税の計算上、事業所得の金額として、正しいものはどれか。なお、小坂さんは妻と生計を一にしており、妻は夫の事業にもっぱら従事している。また、小坂さんは「所得税の青色申告承認申請書」および「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しており、青色申告特別控除額は65万円が適用できるものとする。

<小坂さんの2021年分の事業収支等>

区分		金額	備考
売上(収入)金額		590万円	商品の売上高である。
売上原価		240万円	
差引金額		350万円	
事業に係る 経費等	賃借料	100万円	全額妻が所有する店舗に係るものである。
	固定資産税	30万円	全額妻が所有する店舗に係るものである。
	減価償却費	50万円	店舗に係る減価償却費で、家事使用分はない。
	その他の経費	10万円	必要経費として適正である。
差引金額		160万円	
専従者給与		90万円	青色事業専従者給与に関する届出書の金額の範囲内で、かつ労務の対価として適正な金額である。

※上記の金額は、2021年分の事業期間に対応するものである。

1. 55万円
2. 105万円
3. 135万円
4. 155万円

## (問題 1 1)

(設問B) 小坂さんは、運転資金を捻出するために、以下の資産を2021年中に譲渡した。小坂さんの2021年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	取得年月	取得費	譲渡価額	譲渡費用
絵画	2019年1月	170万円	281万円	1万円
金地金	2001年4月	400万円	375万円	5万円
ゴルフ会員権	2010年7月	600万円	590万円	10万円

※いずれの資産についても営利を目的とした継続的な売買は行っていない。

1. 5万円
2. 10万円
3. 30万円
4. 60万円

## (問題 1 2)

(設問C) 小坂さんは、店舗用に中古の金属製の家具の購入を検討しており、その購入価額等は以下のとおりである。仮に、2022年10月にこの中古家具を購入して直ちに事業の用に供した場合、小坂さんの2022年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、当該中古家具の取得後の使用可能年数の見積もりは困難であり、省令において定められた簡便な計算方法によるものとする。また、小坂さんは税務署に償却方法を届け出たことはない。

- ・ 中古家具の購入価額 100万円
- ・ 中古家具の購入年月（同月から事業の用に供した） 2022年10月
- ・ 経過年数 6年
- ・ 金属製家具の法定耐用年数 15年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
9年	0.112	0.222
10年	0.100	0.200
11年	0.091	0.182

1. 22,750円
2. 25,000円
3. 28,000円
4. 50,000円

## (問題 13)

(設問D) 所得税の青色申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. すでに事業を営んでいる個人が、2022年分以後の所得税について、新たに青色申告による確定申告書を提出しようとする場合、2021年の年末までに「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
2. 不動産所得に係る不動産の貸付けが事業と称する規模で行われていない場合、青色申告者であっても青色申告特別控除の適用を受けることはできない。
3. 「中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例」の適用を受けるためには、青色申告による確定申告書の提出が必要である。
4. 青色申告の承認を受けた者は、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出することにより、個人事業者本人に支給する給与を一定の要件の下に必要経費に算入することができる。



## 問4

所得税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題14)

(設問A) 個人で精肉店を営んでいる北村さんは、店舗として賃借しているビルが建つエリアの再開発に伴い、2021年10月にこのビルを立ち退き、近隣のビルへ移転することになった。この立ち退きにより北村さんが受け取った立ち退き料の金額等は以下のとおりである。この場合、北村さんの2021年分の所得税に関する以下の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

## &lt;受け取った立ち退き料等に関する資料&gt;

- ・ 立ち退き料：450万円（借家権の対価には該当しない）
  - ・ 休業補償金：40万円（移転休業中の収入および固定費を補填するための補償金）
  - ・ 保証金：120万円（賃貸借契約の終了により家主から返還された保証金）
  - ・ 損害賠償金：50万円（引越業者の過失による店舗移転作業中の冷凍庫破損に対する賠償金）
- ※破損した冷凍庫は、減価償却資産に該当する事業用固定資産である。

## &lt;2021年分の所得税&gt;

- ・ 総所得金額に算入すべき一時所得の金額は（ア）である。
- ・ 事業所得の総収入金額に算入すべき金額は（イ）である。

1. (ア) 200万円 (イ) 40万円
2. (ア) 200万円 (イ) 90万円
3. (ア) 260万円 (イ) 40万円
4. (ア) 260万円 (イ) 90万円

## 問5

所得税の一時所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題15)

(設問A) 会社員の天野さんは、2021年に父が死亡したため以下の死亡保険金等を受け取った。この保険金等について、天野さんの2021年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

	TC保険	TT保険	TO保険
保険種類	終身保険	終身保険	終身保険
保険契約者(保険料負担者)	天野さんの母	天野さんの父	天野さん
被保険者	天野さんの父	天野さんの父	天野さんの父
死亡保険金受取人	天野さん	天野さん	天野さん
死亡保険金の額	500万円	300万円	1,000万円
死亡保険金と共に受け取った配当金	—	—	20万円
支払保険料の総額	60万円	260万円	800万円
保険料の支払方法	年払い	月払い	一時払い
契約日から死亡保険金受取りまでの期間	4年	10年	19年

- ・ 支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。
- ・ いずれの保険も特約を付帯していない。

1. 85万円
2. 95万円
3. 305万円
4. 325万円

問6

所得税に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## (問題 16)

(設問A) 個人事業を営んでいた室井さん(67歳)は、小規模企業共済に加入しており継続して掛金を支払っていたが、2021年9月末をもって廃業したため、小規模企業共済より共済金が支給されることとなった。室井さんが受け取った共済金等の内容が以下のとおりである場合、共済金の税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

共済金の受取年月	2021年10月
共済金(一括での受取り)	2,600万円
開業日	1990年4月1日
廃業日	2021年9月30日
掛金の納付月数(共済契約期間の月数)	310ヵ月
掛金の合計金額	1,800万円

- ・ 室井さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 障害者になったことに基因する廃業ではない。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはない。

1. 21,602,000円
2. 24,357,500円
3. 24,987,500円
4. 25,302,500円

## (問題 17)

(設問B) 宮野さん(63歳)は、2018年9月に長年勤めた勤務先を定年退職し、2019年5月に知人が経営する株式会社KSの取締役就任した。その後、健康上の理由から2021年10月にKS社の取締役を辞任しており、その際にKS社から以下のとおり退職一時金が支給された。宮野さんの2021年分の退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、宮野さんがKS社を辞任した理由は障害者になったことに基因するものではない。

支払者	支給年月	金額	役員就任期間
KS社	2021年11月	400万円	2019年5月～2021年10月

1. 140万円
2. 200万円
3. 280万円
4. 400万円



## (問題18)

(設問C) 川久保さんが66歳となる2021年中に受け取った保険金等は以下のとおりである。この場合における川久保さんの2021年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

## ○生命保険会社からの受取額

- ・ TM生命保険会社からの養老保険(注)の満期保険金の受取額 10,000,000円  
(上記の保険に対する支払保険料 9,200,000円)

(注) 保険期間20年で、保険料は年払いであった。

- ・ TX生命保険会社からの個人年金保険の年金方式による受取額 4,200,000円  
(その年分に対する必要経費 3,600,000円)

※上記の保険料は、いずれも川久保さんが負担していた。

## ○公的年金の収入金額 3,450,000円

※老齢基礎年金および老齢厚生年金の合計額である。

なお、川久保さんには、上記以外の所得はないものとする。

1. 3,062,500円
2. 3,312,500円
3. 3,512,500円
4. 3,712,500円



## 問7

個人の株式等の譲渡等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題19)

(設問A) 大下さんの2022年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。大下さんの2022年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、大下さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、大下さんはこれまでに下記以外の上場株式等の取引を行っていないものとする。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する 取得費等	備考
MA株式	2020年 5月20日	2022年 11月14日	120万円	80万円	(注1)
MB株式	2019年 4月16日	2022年 8月18日	200万円	220万円	(注2)
MC株式	2019年 9月26日	2022年 2月24日	70万円	60万円	(注3)

(注1) 大下さんは、従前からA証券会社にA特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのA特定口座でMA株式の取引を行っている。なお、本年中にA特定口座で行われた取引はMA株式の譲渡のみである。

(注2) 大下さんは、従前からB証券会社にB特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのB特定口座でMB株式の取引を行っている。なお、本年中にB特定口座で行われた取引はMB株式の譲渡のみである。

(注3) 大下さんは、従前からC証券会社にC一般口座（少額投資非課税制度には該当しない）を開設しており、そのC一般口座でMC株式の取引を行っている。なお、本年中にC一般口座で行われた取引はMC株式の譲渡のみである。

1. 10万円
2. 20万円
3. 30万円
4. 50万円

## (問題20)

(設問B) 有馬さんの2018年から2022年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について申告分離課税により確定申告をした場合、有馬さんの2022年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。

年分	譲渡所得の金額		配当所得の金額
	譲渡価額	取得費等(注)	
2018年分	432万円	494万円	10万円
2019年分	702万円	756万円	8万円
2020年分	350万円	340万円	7万円
2021年分	255万円	245万円	15万円
2022年分	588万円	522万円	13万円

(注) 取得費と譲渡費用の合計額である。

- ・ 有馬さんは、2018年分の所得税の確定申告以降、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2017年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 少額投資非課税制度(NISA口座)による譲渡所得、配当所得は含まれない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 21万円
2. 46万円
3. 54万円
4. 56万円

## (問題 2 1)

(設問C) 米田さんの2021年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、米田さんの2021年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	2021年中に受け取った配当・分配等の金額 (税引前)	左記の計算期間	備考
株式会社HA	42,000円	6ヵ月	・ 非上場株式 ・ 年2回、受け取っている。
	57,000円	6ヵ月	
株式会社HB	120,000円	12ヵ月	・ 非上場株式
株式会社HC	60,000円	6ヵ月	・ 上場株式 ・ 年2回、受け取っている。
	38,000円	6ヵ月	
株式会社HD	105,000円	12ヵ月	・ 上場株式
国内公募株式投資信託	110,000円	12ヵ月	・ 国内の上場株式を投資対象とする投資信託 ・ 2021年中に信託を開始し、信託期間は無制限である。収益分配金の計算期間は1年であり、すべて普通分配金である。

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 米田さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座 (NISA口座) は有しておらず、2021年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2021年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 177,000円
2. 219,000円
3. 287,000円
4. 452,000円

## (問題 2 2)

(設問D) 目黒さんの2021年分の所得等は以下のとおりである。所得税の配当所得について総合課税により確定申告をした場合、目黒さんの2021年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

項目	金額	備考
配当所得	900,000円	内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。
給与所得	11,700,000円	—
不動産所得	300,000円	青色申告特別控除後の所得である。
譲渡所得	▲450,000円	2021年11月に売却したゴルフ会員権の譲渡による損失である(注)。
所得控除額	2,400,000円	—

(注) 目黒さん個人がゴルフクラブの会員であるゴルフ会員権であり、この譲渡は事業所得または雑所得には該当しない。

1. 45,000円
2. 65,000円
3. 70,000円
4. 87,500円

問 8

所得税の土地および建物の譲渡所得に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、所得控除を考慮せず所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。

(問題 2 3)

(設問A) 浜松さん(60歳)は、所有する土地および建物(以下「マイホーム」という)を2021年8月に売却をした。マイホームの売却に関する資料は以下のとおりである。浜松さんのマイホームの譲渡に係る所得税および住民税の金額(合計額)として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件は満たしており、これらの適用を受けるものとする。

<浜松さんのマイホームの売却に関する資料>

取得年月	2001年9月	購入価額	土地	1,800万円
			建物(木造)	2,500万円
譲渡年月 (取得年月から譲渡年月までの 経過年数20年)	2021年8月	譲渡価額	土地および建物	7,700万円
			譲渡費用(注)	240万円

(注) 譲渡費用は譲渡年において現金で支払ったものである。

<「建物の取得費」等の計算方法>

○「建物の取得費」の計算方法

① 建物の購入価額	2,500万円
② 建物の減価償却費相当額 (下記「建物の償却費相当額の金額」の計算方法を参照)	***万円
③ 建物の取得費(=①-②)	***万円

○「建物の償却費相当額の金額」の計算方法

$$\begin{matrix}
 \text{(建物の購入価額)} & \text{(償却率)} & \text{(経過年数)} & \text{(建物の償却費相当額)} \\
 2,500\text{万円} & \times 0.9 & \times *** & \times ***\text{年} = ***\text{円}
 \end{matrix}$$

○非業務用建物(居住用)の償却率

耐用年数22年に1.5を乗じて計算した年数に対応する旧定額法の償却率である。

年数	22年	33年
償却率	0.046	0.031

※問題作成の都合上、一部「\*\*\*」にしている。

1. 6,377,000円
2. 3,122,000円
3. 2,177,000円
4. 224,000円

**(問題 24)**

(設問B) 住吉さんは父が生前、居住の用に供していた土地と建物（以下「不動産」という）を相続（限定承認ではない）により取得した。相続後は空き家であったこの不動産を2021年に以下の条件で譲渡した場合、この譲渡に係る所得税および住民税の金額（合計額）として、正しいものはどれか。なお、相続については、相続税額は発生していない。

## ○父の取得に係る資料

- ・ 取得年月日 1989年8月1日
- ・ 土地の購入価額 1,000万円
- ・ 建物の購入価額 1,500万円

## ○相続に係る資料

- ・ 父の相続開始の日 2017年2月1日
- ・ 土地の相続税評価額 2,500万円
- ・ 建物の相続税評価額 300万円

## ○譲渡に係る資料

- ・ 譲渡年月日 2021年7月31日
- ・ 土地および建物の譲渡価額 4,500万円
- ・ 建物の譲渡直前までの減価の額 1,340万円
- ・ 譲渡費用 140万円
- ・ 相続の時から引き続き譲渡の時まで空き家であった。

1. 6,400,000円
2. 3,120,000円
3. 400,000円
4. 280,000円



## 問9

所得税の計算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題25)

(設問A) 岡さんの2021年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、岡さんの2021年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、譲渡所得における通勤用車両は生活用動産である。

所得の種類	金額	備考
給与所得	480万円	
事業所得	▲500万円	
不動産所得	▲70万円	土地を取得するために要した負債利子はない
譲渡所得	▲40万円	通勤用車両の売却による金額
一時所得	330万円	生命保険契約の解約による金額
雑所得	▲50万円	臨時的原稿執筆活動による金額

※所得控除額は70万円である。

1. 5万円
2. 25万円
3. 30万円
4. 50万円

## (問題 26)

(設問B) 個人事業を営む増田さんは、サテライトオフィスの需要を見込み、銀行借入れにより賃貸用マンションを購入した。増田さんの2021年分の所得等および不動産購入の内容が以下のとおりであった場合、増田さんの2021年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得の金額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

○事業所得の金額：560万円

○不動産所得に係る事項

- ・ 賃貸収入：235万円
- ・ 必要経費：295万円

(内訳) 支払利息：80万円 (マンション取得に要した借入金利子)

その他経費：215万円 (必要経費として適正額)

○不動産購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	2,400万円	自己資金	1,400万円
建物	4,000万円	銀行借入金	5,000万円
合計	6,400万円	合計	6,400万円

- ・ 土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。
- ・ 銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 5,000千円
2. 5,160千円
3. 5,300千円
4. 5,384千円

問10

所得税の所得控除に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の 合計所得金額 \ 納税者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

## (問題 27)

(設問A) 宮本さんの家族構成および2021年分の収入等は以下のとおりである。この場合、宮本さんの2021年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員宮本さんと同居し、生計を一にしている。

<宮本さんの家族の2021年12月31日における現況等>

続柄	年齢	備考
宮本さん本人	53歳	会社員。給与所得は350万円である。夫の死亡後は再婚しておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人はいない。
長女	20歳	大学生。アルバイトによる給与所得が20万円ある。
長男	15歳	中学生。所得はない。
宮本さんの母	81歳	公的年金による所得が40万円ある。
夫	—	2021年3月に死亡(死亡時59歳)。死亡時まで宮本さんと婚姻関係にあり同居し、生計を一にしていた。死亡時における2021年分の合計所得金額は、30万円であった。

※宮本さんおよび上記の表の人には障害者および特別障害者に該当する者はいない。

1. 204万円
2. 207万円
3. 242万円
4. 280万円

## (問題28)

(設問B) 飯田さんが2021年中に支払った医療費等の内容は以下のとおりである。飯田さんの2021年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、飯田さんの2021年分の総所得金額等は580万円であり、妻、長男および義父は飯田さんと同居し生計を一にしている。

治療等を受けた者	内容	2021年中に支払った金額	備考
飯田さん	内科の治療費	80,000円	予防接種代15,000円が含まれている。
妻	人間ドックの費用	30,000円	検査で重大な疾病は発見されなかった。
	歯科の治療費	280,000円	2020年12月に治療を受け2021年1月に支払った治療費60,000円が含まれている。
長男	外科の治療費	100,000円	骨折したケガの治療費である。
義父	訪問看護の費用	50,000円	介護保険の居宅サービス費に係る自己負担額である。

※上記の表の治療費について、2021年分の高額療養費として40,000円を受け取っている。

1. 355,000円
2. 370,000円
3. 395,000円
4. 400,000円

## 問 1 1

所得税における純損失の繰越控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法によるものとします。

## (問題 2 9)

(設問A) 筒井さんは、2018年9月に勤務先を退職し、2018年10月より個人で飲食店を開業した。2018年から2021年までの所得等が以下のとおりである場合、筒井さんの2021年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、筒井さんは開業時から青色申告書(損失申告書を含む)を申告期限内に提出しており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。また、純損失の繰戻還付の適用はないものとする。

年分	各種所得の金額	所得控除額
2018年	給与所得 300万円 事業所得 ▲700万円	250万円
2019年	事業所得 60万円	170万円
2020年	事業所得 20万円 雑所得 ▲5万円	180万円
2021年	事業所得 530万円	120万円

- ・ 事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。
- ・ 2020年の雑所得は、趣味の登山雑誌へ寄稿した原稿料である。

1. 85万円
2. 90万円
3. 205万円
4. 210万円

## 問12

所得税の計算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、下記の速算表以外の条件は考慮しないものとします。

## &lt;所得税の速算表&gt;

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## (問題30)

(設問A) 安藤さんの2021年における収入等の状況が以下のとおりである場合、安藤さんの2021年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得区分	内容	金額	
給与所得	勤務先からの給与	給与所得	500万円
退職所得	勤務先からの退職金 (勤続年数10年)	収入金額	800万円
事業所得	輸入家具販売	総収入金額	200万円
		必要経費	700万円
不動産所得	賃貸アパート経営	総収入金額	100万円
		必要経費	40万円

- ・ 安藤さんの所得控除額は、140万円である。
- ・ 安藤さんは、勤務先に「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。なお、障害者になったことに基因する退職ではない。また、安藤さんは過去に退職金の支給を受けたことはなく、この退職金は特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。
- ・ 安藤さんは、青色申告特別控除65万円の適用要件を満たしている。

1. 0円
2. 30,000円
3. 60,000円
4. 102,500円

## 問 1 3

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## （問題 3 1）

（設問A）工藤さんは2021年中に住宅を取得し居住を始め、2021年分の所得税の確定申告で住宅ローン控除の適用を受けた。仮に、住宅ローン控除の適用期間中、工藤さんが転勤等によりその対象となっている家屋に居住できなくなった場合、工藤さんの住宅ローン控除の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国内の転勤で工藤さんとその家族も転勤先に転居した場合、転勤中は住宅ローン控除の適用を受けることはできないが、転勤終了後に所定の手続きを行い再居住したときは、転勤期間分延長した期間を控除期間として住宅ローン控除の再適用を受けることができる。
2. 国内の転勤で工藤さんとその家族も転勤先に転居し、転勤中に住宅ローン控除の対象となる家屋を賃貸した場合、転勤終了後に再居住しても、残存控除期間について住宅ローン控除の再適用を受けることはできない。
3. 国外の転勤で工藤さんが非居住者となる場合、工藤さんが単身赴任で、対象となる家屋に生計を一にする配偶者や扶養親族等が引き続き居住し、工藤さんに総合所得となる国内源泉所得があるとしても、国外転勤中は住宅ローン控除の適用を受けることはできない。
4. 国内の転勤で工藤さんが単身赴任となる場合、所定の要件を満たし、対象となる家屋に生計を一にする配偶者や扶養親族等が引き続き居住していれば、転勤中も引き続き住宅ローン控除の適用を受けることができる。



## 問14

所得税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## (問題32)

(設問A) 個人事業者の落合さんは、開業時から毎年連続して青色申告による確定申告書を申告期限内に提出していたが、2021年分の所得税の確定申告書は申告期限後の提出になってしまった。落合さんの2021年分の所得等に関する資料が以下のとおりであった場合、落合さんの2021年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、納付すべき税額が最も少なくなるように計算すること。

<2021年分の所得等に関する資料>

- ・ 事業所得の金額 (青色申告特別控除前の所得金額) 800万円
- ・ 不動産所得の金額 (土地等を取得するために要した負債利子はない) ▲50万円
- ・ 所得控除額 120万円
- ・ 確定申告書の提出は、e-Tax (国税電子申告・納税システム) により行っている。

1. 932,500円
2. 832,500円
3. 812,500円
4. 702,500円



## 問15

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。  
なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては、課税期間の納税額が最も少なくなる方法により計算するものとします。

## (問題33)

(設問A) 株式会社HMの第21期の損益の状況が以下のとおりである場合、当期の消費税の年税額として、正しいものはどれか。

<損益等の状況 第21期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)>

	項目	金額(税込み)	左記に含まれる消費税額	備考
収益	売上高	132,000千円	12,000千円	・ すべて課税売上に該当する取引で、課税売上に係る取引の消費税率はすべて10%である。
	雑収入	40,000千円	—	・ すべて住宅の貸付による収入である。
費用	仕入高 販売費および 一般管理費	115,500千円 (このうち、「課税仕入に係る支払対価の額」は 77,000千円)	7,000千円	・ 課税仕入に係る取引の消費税率はすべて10%である。 ・ 特定課税仕入に該当する取引はない。 ・ 控除対象仕入税額の計算は「一括比例配分方式」を採用する。

- ・ 第21期の基準期間における課税売上高は80,000千円である。
- ・ HM社(1年決算法人)の消費税の課税期間は1年であり、設立以来、継続して課税事業者である。また、当期および翌期の課税期間においても課税事業者該当する。
- ・ HM社は、消費税の計算に関して、適切な記帳および書類の保存を行っている。
- ・ 課税売上割合について、著しい変動はない。
- ・ 上記に記載されたもの以外に、課税売上および課税仕入に該当する取引はない。

1. 6,750千円
2. 5,000千円
3. 3,750千円
4. 1,500千円

## (問題34)

(設問B) 株式会社HQは国内にあり、玩具の商品の卸売業を行っている。第8期の損益計算書の収益の内訳は次のとおりである場合、HQ社の第8期の課税売上高の合計額として、正しいものはどれか。なお、HQ社は設立以来、継続して課税事業者であり第8期も課税事業者である。

<第8期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)>

項目	損益計算書の金額 (税抜き)	備考
売上高	480,000千円	左記の売上高の内訳 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内にある商品を仕入れ、その商品を国内で販売した国内取引の売上げ 420,000千円</li> <li>・ 国内にある商品を仕入れ、その商品を国外へ販売した輸出取引の売上げ 50,000千円</li> <li>・ 国外にある商品を仕入れ、その商品を国内に搬入せずに直送で国外へ販売した国外取引の売上げ 10,000千円</li> </ul>
雑収入	2,000千円	すべて従業員の社宅の賃貸収入である。
受取利息	80千円	すべて銀行の預金利息である。
固定資産 売却益	100千円	営業用車両の買換えによるもので、下取りされた車両の売却収入は、300千円(税抜き)である。

1. 480,300千円
2. 480,100千円
3. 470,300千円
4. 470,100千円

## 問16

個人住民税（道府県民税および市町村民税）および個人事業税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## （問題35）

（設問A）住民税（所得割）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所得税の確定申告書を提出した者は、住民税についても申告書を提出したものとみなされる。
2. 住民税における所得控除は、所得税における所得控除と控除額が異なるものもあるが、その種類は所得税と同じである。
3. 2022年度の住民税は、2022年4月1日における住所地の都道府県および市町村等において課税される。
4. 所得税の課税総所得金額に対して適用される税率は超過累進税率であるが、住民税の課税総所得金額に対して適用される税率も所得税と同様に超過累進税率である。

## （問題36）

（設問B）松尾さんの2021年分の所得税青色申告決算書（一般用）が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上（収入）金額は全額事業税の課税対象となるものであり、青色事業専従者給与額は税務上の適正額である。また、年の中途での廃業はなく、1年を通して事業は行われているものとする。

科目	金額
売上（収入）金額	1,295万円
必要経費	515万円
差引金額	780万円
青色事業専従者給与	240万円
青色申告特別控除前の所得金額	540万円
青色申告特別控除額	65万円
所得金額	475万円

- ・ 松尾さんの2020年分の純損失の繰越控除額は100万円であり、適正に繰り越されている。
- ・ 松尾さんの事業所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当する。

1. 42,500円
2. 75,000円
3. 125,000円
4. 195,000円



## 問17

これまで個人で美容業を営んできた若杉さんは、事業拡大を機に法人成りを考えるようになりました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

## (問題37)

(設問A) 若杉さんは、法人成りを検討するに当たり、会社法について調べてみた。会社法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、選択肢3および選択肢4においては、累積投票については考慮しないものとする。

1. 剰余金の配当に関する決議は、株主総会の決議事項であり、定款に別段の定めがない場合には、取締役会だけで剰余金の配当に関する決議を行うことはできない。
2. 剰余金の配当は、決算後の利益処分として行う決算配当と、事業年度の途中で行う中間配当の年2回までに制限されている。
3. 取締役を選任する場合には、定款に別段の定めがないときは、株主総会に議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要となる。
4. 取締役を解任する場合には、定款に別段の定めがないときは、株主総会に議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要となる。

## (問題38)

(設問B) 会社設立後のある事業年度(1月1日から12月31日までの12ヵ月とする)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。また、この事業年度において役員の職制上の地位変更などの臨時改定事由および経営の状況が著しく悪化したことなどの業績悪化改定事由は生じていないものとする。

支給日	金額	備考	支給日	金額	備考
1月20日	70万円		7月20日	70万円	
2月20日	70万円		8月20日	70万円	
3月20日	70万円	(注1)	9月20日	60万円	(注2)
4月20日	70万円		10月20日	60万円	
5月20日	70万円		11月20日	60万円	
6月20日	70万円		12月20日	60万円	

(注1) 2月24日開催の定時株主総会において、3月以降に支給する給与についてこれまでと同額の給与を支給する決議を行った。

(注2) 会社の営業利益を確保することのみを目的に、8月26日に臨時株主総会を開催し、9月からの給与を月額70万円から60万円に減額する決議を行った。

1. 240万円
2. 80万円
3. 60万円
4. 0円



## (問題39)

(設問C) 法人がある事業年度において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与等を支給した場合、代表取締役の給与所得の金額と、その法人の課税所得の金額の計算において損金不算入となる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、役員給与については、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

- ・ 毎月の給与の合計額：600万円（すべて定期同額給与に該当する）
- ・ 賞与：70万円（事前確定届出給与および業績連動給与には該当しない）
- ・ 低額で提供した社宅に係る経済的利益：120万円（月額10万円×12ヵ月分）

※金額はいずれも年間の合計額である。

- |            |       |        |       |
|------------|-------|--------|-------|
| 1. 給与所得の金額 | 493万円 | 損金不算入額 | 70万円  |
| 2. 給与所得の金額 | 493万円 | 損金不算入額 | 120万円 |
| 3. 給与所得の金額 | 601万円 | 損金不算入額 | 70万円  |
| 4. 給与所得の金額 | 601万円 | 損金不算入額 | 120万円 |

## (問題40)

(設問D) 若杉さんは、法人の設立事業年度（設立の日の属する事業年度）から青色申告を行う予定である。また、個人事業の際に従事していた生計を一にする妻（会社の事業に従事しているが役員には該当しない）や使用人は、引き続き法人で雇用し、給与の支給額を損金にする。この場合に提出しなければならない税務上の届出書または申請書（以下「届出書等」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人の給与の支給人員が常時10人未満の場合には、届出書等を提出することなく、法人は源泉所得税の「納期の特例」の適用を受けることができる。
2. 青色申告の適用を受けるためには、設立の日以後3ヵ月を経過した日と設立事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日までに、所定の届出書等を提出しなければならない。
3. 生計を一にする妻に支給した給与を損金に算入するためには、所定の届出書等を提出しなければならない。
4. 給与を支給する場合には、その給与を支給する日の前日までに給与支払事務所を開設する旨の届出書等を提出しなければならない。



## 問18

株式会社MMは、製造業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増資または減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が500人以下の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、MM社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

## &lt;資料&gt;

当期（2021年4月1日～2022年3月31日）のMM社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

## &lt;租税公課に関する事項&gt;

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	4,600千円
地方法人税（当期中間分の本税）	570千円
法人住民税（当期中間分の本税）	550千円
法人事業税（当期中間分の本税）	2,100千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	780千円
登録免許税	40千円
印紙税（過怠税300千円を含む）	500千円
不動産取得税	400千円

## &lt;接待交際費に関する事項&gt;

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 得意先を自社新製品展示会に招待した際の交通費、宿泊費等 1,560千円
  - ・ 得意先に見本品を配布した費用 2,244千円
  - ・ 代表取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる） 500千円
  - ・ 得意先へのお中元・お歳暮の贈答費用 1,826千円
  - ・ 法人会員となっているゴルフクラブの年会費 300千円
- ※入会金はMM社の資産に計上されており、MM社に所属している者であれば誰でも使用できるものである。
- ・ 得意先関係者10名をゴルフに招待した際に支出したプレー代等 156千円
  - ・ 得意先との打ち合わせ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額 213千円
- なお、上記は一次会の費用45千円と二次会の費用168千円の合計額であり、参加人数はそれぞれ10人である。また、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められ、飲食に要した費用に係る書類は適正に保存されている。
- ・ その他税務上交際費と認められる金額 6,500千円

<会費に関する事項>

健康増進のためスポーツクラブに法人会員として入会し、年会費240千円を一時金で支払い、諸会費として計上した。このスポーツクラブは代表取締役社長ののみが使用できるものである。

<寄附金に関する事項>

当期に支出した1,000千円は、学術研究の経費のために国立大学に寄附したものである。

<減価償却費に関する事項>

種類	取得価額	当期償却費	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	事業供用日	備考
器具備品 (電子計算機)	2,736千円	2,736千円	0円	4年	2022年 1月10日	(注1) (注2)
器具備品 (試験・測定機器)	280千円	280千円	0円	5年	2021年 4月1日	(注2)

(注1) 当期1月10日に単価144千円のを19台取得し、ただちに事業の用に供したものである。

(注2) 自社使用であり、賃貸の用に供されているものはない。

<償却率等>

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
5年	0.200	0.400	0.500	0.10800

<貸倒損失に関する事項>

取引先名	貸倒損失の金額	備考
MO社	49,999円	A地域にあるMO社に対し売掛金50千円を有しているが、再三の督促にもかかわらず、当期末までに入金 がされておらず、取立て費用の合計額70千円に満た ないため、備忘価額1円を控除した残額を貸倒損失と して損金経理した。なお、当該地域にMO社以外の得 意先はなく、残っている債権金額はない。
MP社	699,999円	継続的な取引先であるMP社に対し貸付金700千円 を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上経 過したため、備忘価額1円を控除した残額を貸倒損失 として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は 受けていない。
MQ社	1,000,000円	取引先MQ社に対して売掛金1,500千円を有してい るが、同社の資産状況および支払能力からみて1,000 千円は回収が困難であると認められる。そのため売掛 金1,000千円を貸倒損失として損金経理した。な お、同社から担保物の提供は受けていない。

**(問題 4 1)**

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 5,490千円
2. 6,020千円
3. 6,260千円
4. 6,420千円

**(問題 4 2)**

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 695千円
2. 950千円
3. 1,450千円
4. 3,239千円

**(問題 4 3)**

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 240千円
2. 500千円
3. 740千円
4. 1,500千円

**(問題 4 4)**

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、MM社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 72千円
2. 96千円
3. 126千円
4. 168千円

## (問題45)

(設問E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 749,998円
2. 1,000,000円
3. 1,049,999円
4. 1,699,999円

## (問題46)

(設問F) MM社の同業他社である株式会社MN（資本金1,000万円）の課税所得の推移が以下のとおりである場合、当期の第13期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、MN社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前課税所得金額
第1期	2009年7月1日～2010年6月30日	青色	▲2,700,000円
第2期	2010年7月1日～2011年6月30日	青色	3,600,000円
第3期	2011年7月1日～2012年6月30日	青色	▲8,600,000円
第4期	2012年7月1日～2013年6月30日	青色	▲3,300,000円
第5期	2013年7月1日～2014年6月30日	青色	2,100,000円
第6期	2014年7月1日～2015年6月30日	青色	▲1,600,000円
第7期	2015年7月1日～2016年6月30日	青色	▲200,000円
第8期	2016年7月1日～2017年6月30日	青色	▲100,000円
第9期	2017年7月1日～2018年6月30日	青色	1,300,000円
第10期	2018年7月1日～2019年6月30日	青色	800,000円
第11期	2019年7月1日～2020年6月30日	青色	1,700,000円
第12期	2020年7月1日～2021年6月30日	青色	2,500,000円
第13期	2021年7月1日～2022年6月30日	青色	6,800,000円

※災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

1. 1,000,000円
2. 4,500,000円
3. 5,200,000円
4. 5,400,000円

## 問19

役員と法人との取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題47)

(設問A) 株式会社YCの取締役である平沼さんは、2021年中に個人所有の土地をYC社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、この土地の譲渡に係る平沼さんの2021年分の所得税および住民税の金額(合計額)として、正しいものはどれか。なお、この土地は平沼さんの居住の用に供されたことはない。また、解答に当たっては、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

取得に関する資料	取得年月	2001年10月
	取得費	1,500万円
譲渡に関する資料	譲渡年月	2021年9月
	譲渡価額	1,700万円
	譲渡時の時価	4,000万円
	譲渡費用	100万円
譲渡所得に係る税率	所得税	15%
	住民税	5%

1. 20万円
2. 80万円
3. 440万円
4. 480万円

## (問題48)

(設問B) (問題47)の場合における、YC社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. YC社における土地の取得価額は、平沼さんの土地の取得費である1,500万円である。
2. YC社における土地の取得価額は、購入価額である1,700万円である。
3. YC社における土地の取得価額は、購入時の時価である4,000万円の2分の1に相当する2,000万円である。
4. YC社における土地の取得価額は、購入時の時価である4,000万円である。





## 問20

小売業を営む株式会社S A（毎期3月末日を期末日とする1年決算会社）の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

貸借対照表

(単位：百万円)

勘定科目	当期	勘定科目	当期
流動資産	320	流動負債	200
固定資産	480	固定負債	240
有形固定資産	320	純資産	360
無形固定資産	60	資本金	200
投資その他の資産	100	利益剰余金	160
資産合計	800	負債・純資産合計	800

損益計算書

(単位：百万円)

勘定科目	前期	当期
売上高	380	350
売上原価	266	238
売上総利益	114	112
販売費および一般管理費	87	74
営業利益	27	38
営業外収益	4	3
営業外費用	1	1
経常利益	30	40
特別利益	5	1
特別損失	3	2
税引前当期純利益	32	39
法人税、住民税および事業税	12	13
当期純利益	20	26

## (問題 49)

(設問A) S A社の貸借対照表から読み取れる次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 固定比率は固定資産を返済義務のない自己資本でどれだけ賄っているかを示す指標であり、S A社の固定比率は75%である。
2. 固定長期適合率は固定資産を固定負債と自己資本でどれだけ賄っているかを示す指標であり、S A社の固定長期適合率は80%である。
3. 自己資本比率は総資本に占める自己資本の割合を示す指標であり、S A社の自己資本比率は45%である。
4. 流動比率は短期的な支払能力を示す指標であり、S A社の流動比率は160%である。

## (問題 50)

(設問B) S A社の損益計算書から読み取れる次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人税法上の所得金額は税引前当期純利益と常に一致するため、法人税等の増加は税引前当期純利益の増加によるものであるといえる。
2. 当期純利益が増加しており、キャッシュフローは前期に比べて好転しているといえる。
3. 売上高総利益率は前期に比べて低下している。
4. 売上高販管費率は前期に比べて低下している。